

運送事業者等支援事業給付金

事業概要

R8.9.9

《事業内容》

市民及び観光等来訪者の移動手段の確保と地域経済を支える物流の維持を目的として、厳しい経営状況にある貸切バス事業者、トラック運送事業者及び自動車運転代行事業者の事業の継続等を支援するため、予算の範囲内で運送事業者等支援事業給付金を交付します。

《給付金の額》

業種・車種	1台当たりの給付額
貸切バス事業	5万円
トラック運送事業 (緑ナンバー・黒ナンバー)	1万円
運転代行業	7,500円



給付対象事業者・車両

《給付対象事業者》

1. 貸切バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者で市内に本社又は営業所のある者

2. トラック運送事業者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者で、市内に本社又は営業所（個人事業主においては住所）のある者

3. 自動車運転代行業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する福島県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者で、郡山市内に本社又は営業所（個人事業主においては住所）のある者

《給付対象車両》

1. 貸切バス車両

令和8年7月1日時点で国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届け出ている貸切バスとして使用される車両で使用の本拠の位置が郡山市内であることが証明できる車両

2. トラック車両

令和8年7月1日時点で国土交通省東北運輸局福島運輸支局長に届け出ているトラック運送事業として使用される車両で使用の本拠の位置が郡山市内であることが証明できる車両

3. 自動車運転代行車両

令和8年7月1日時点で福島県公安委員会に届け出ている自動車運転代行業の随伴車として使用される車両で使用の本拠の位置が郡山市内であることが証明できる車両

《申請受付期間》

令和8年9月1日（火）から令和8年11月30日（月）まで（当日消印有効）

《申請方法》

郡山市公式ウェブサイトから申請書類一式をダウンロードした上で、必要書類を作成し、郵送又は窓口にて申請してください。

【郵送申請】

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市産業雇用政策課 行



《申請書類》

1. 法人

- ア 令和8年度運送事業者等支援事業給付金交付申請書（第1号様式）
- イ 同意書兼誓約書（第2号様式）
- ウ 給付対象車一覧表（第3号様式）
- エ ウに記載のある車両の自動車検査証（車検証）の写し
（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しを添付）
- オ 各事業における許可書等の写し
 - a 貸切バス事業者→一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し又は免許状の写し（※1）
 - b トラック運送事業者
 - ① 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者→貨物自動車運送事業の許可書の写し又は免許書の写し（※1）
 - ② 貨物軽自動車運送事業者→貨物軽自動車運送事業の届出書の写し又は受理証の写し（※1）
 - c 自動車運転代行業者→公安委員会の認定を受けたことを示す標識の写し（※2）
- カ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が確認できる振込先口座の通帳の写し（法人名義）

※1 貸切バス事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者の方で、上記の許可書等の写し又は免許状等の写しを提出できない場合、東北運輸局福島運輸支局HPより証明書をダウンロードし、内容を記入の上、東北運輸局福島運輸支局に送付していただくことで、証明書を発行することができますので、証明書の写しの提出をお願いいたします。
(東北運輸局福島運輸支局HP (<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub67.htm>))

※2 自動車運転代行業者の方で、会社所有の車両以外（個人所有）を随伴車として使用している場合は、加入している損害賠償責任保険の契約証書等の写しの提出をお願いいたします。

2. 個人事業者

アからオにつきましては、「1. 法人」と同様です。

- カ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が確認できる振込先口座の通帳の写し（申請者本人名義）
- キ 次に掲げる本人確認書類のいずれかの写し
 - a 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができるものとする。）
 - b 個人番号カード（表面のみ）
 - c 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
 - d 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
 - e aからdまでの書類を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されている部分）の両方又は住民票及びマイナ保険証若しくは資格確認証の両方

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 運送事業者等支援事業給付金

問い合わせ先：郡山市 産業雇用政策課

Tel：024-924-2251 E-mail：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

